

『国の責任において被爆者援護する』と定めた 被爆者援護法の精神で被爆者の救済を



6月議会・厚生委員会 6月21日

中原ひろみ議員の質問

母親の背中にいた子は認定されるのに
そばにいた子は認定されない矛盾

現在の「被爆者認定基準」では、被爆した人を10名以上輸送・救護・看護した母親に背負われていた子は3号被爆者として認定されるのに、そばにいた子は認定されません。この問題について中原議員は、「このような線引きをするのは科学的裏づけがまったくなく、『被爆者となるべき者に健康手帳が交付されないことがないよう留意された』と定めた原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(原爆医療法)の改正法(1960年成立)にも違反している」と指摘しました。

証人いない人に誓約書を求めている
なお次々に証人を求めるのは問題

市の「被爆者健康手帳の交付申請」についての注意」では、入市を証明するものとして罹災証明書もなく、親族でない2人以上の証人もいない場合は、親族の証明書または本人が当時の状況を書いた申述書・誓約書を出すよう求めています。

しかし、実際に申請しようとするときから次に証人を求められ、6人の証人を出しても認められない人、自分の母親が証人になっても認められない人、6年経っても申請が進まない人、四国や九州の証人を探している人

もいます。

中原議員は、「国の責任において被爆者に対する援護対策を講じることを原爆被爆者援護法※は定めている。申請は早期に審査し、国や長崎とも協議して被爆60周年にすべて交付すべき」と求めました。

市「今の認定基準変える必要ない」

被爆者援護担当課長は、「今の認定基準は30年以上全国共通基準として定着しており、見直す必要がある科学的知見がない限り変更はしない」と答弁。また「99年東海村でのJCO臨海被ばく事故当時、3名の重症患者を看護した看護師の健康に影響はなかったという事例もある」と付け加えました。申請については「困難な実情を理解して受理している。申請者同士の証人でも受理し、それぞれ申請者自身として話を聞き、母親が証人の場合は状況を判断して審査する」と答えました。

※原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

(1994年12月制定)

前文(前略)我らは、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たにし、原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定する。

電磁調理器が安心して使えるように 市「市営住宅の電気容量あげていく」

市は、ひとり暮らしの高齢者に電磁調理器、自動消火器、自動警報器を給付(利用者負担額は7段階に区分)し、特に調理器は高齢者に喜ばれています。しかし調理器は最大1,400ワットの消費電力のため、古い市営住宅だとブレーカーが落ちてしまうので照明もつけられない場合もあります。

中原議員は、安心して調理器が使えるよう市営住宅の電気容量を上げることを要望。市は「タコ足配線などしないよう、給付時に指導する。市営住宅の容量の小さいところは改修工事していく」と述べ、基町市営住宅を中心として年100軒ほど改修工事を行っていることを報告しました。

おしらせ

遺族が被爆者介護手当を申請できるようになりました

介護を受けている被爆者に支給される介護手当は、これまで被爆者が亡くなった場合、受給権が本人に帰属するとの理由で遺族が申請することはできませんでした。この問題は市が遺族からの苦情をうけて国と協議を重ねてきた結果、受給中の被爆者が亡くなった場合でも介護手当用診断書の添付省略が認められた期間内に限り、法定相続人が申請できるようになりました。

●対象となる費用 1999年7月1日以降に受けた介護費用

●申請方法

亡くなられた被爆者の戸籍謄本など関係書類を申請書に添付し、市社会局原爆被害対策部または各区健康長寿課へ法定相続人が申請する

●問い合わせ先 市社会局原爆被害対策部援護係

電話 082-504-2194 ファックス 082-504-2257

包括外部監査が指摘！

世代間交流拠点施設用地

落札用地は最初から決まっていたのではないか

中原議員は、97年3月に市土地開発公社が三井不動産から約24億5千万円で購入した世代間交流拠点施設用地(市は事業中止の方針)について、包括外部監査の指摘をあげて追及しました。

中原 96年の広島市実施計画では、3か年(96～98年)の事業費を800万円としているのみで、この用地取得に関する予算は入っていない。用地取得を計画していない実施計画の記載程度で用地を先行取得するための要件が満たされるなら、公社が先行取得するときの要件として定めている『実施計画で計画されているものであること』は、形骸化していたと言わざるを得ないのではないか。

市 96年当時は場所未確定のため用地費の計上ができなかったが、先行取得に必要な要件を満たしながら適性に処理されている。

中原 先行取得の土地候補だった4物件のうち、三井不動産以外の物件は最初から条件が悪い。こ

れは三井不動産の土地を選ぶことを前提に、理由づけのためにリストされたとした考えられない。
市 当時の詳細資料が残っていない。包括外部監査は短期間事務なので疑問が沸くのではないか。

中原 基本構想と整備基本計画の各々の策定委託契約は、通常、効率性を重視して同じ業者に委託することが多いなか、基本構想はアーバンブレイク、整備基本計画は三井総合開発研究所が落札しているのは疑問。

市 事業内容の優劣によりプロポーザル方式(提案型入札)で決定したが当時の資料がない。

中原議員は、「場所が未確定、目的も明確でない土地を買うのはおかしい。決定判断過程の資料を残しておくべき」と指摘。当初から計画に曖昧なところが多く、取得経緯にも疑問があることについて、外部監査の指摘を謙虚に受け止め、今後に生かすよう強く求めました。

「あんしん電話」のペンダント型発信機を入浴のときにも使えるものに

市「当面機種変更は考えていない」

市は、ひとり暮らしの高齢者や重度身体障害者に「あんしん電話」を設置しています。これは緊急時にペンダント型発信機のボタンを押すと協力員(隣人・知人)や消防局に緊急事態を自動的に通報できるものです。しかし、この発信機は防水性がなく緊急の事態が最も起こりやすい入浴時に使えないため中原議員は改善を求めました。

市は、防水性の機器に変更するには今採用しているNTT製から他社製品に変更する必要があり、機器が変わると利用者の使い勝手も変わるため当面機種変更は考えていないとし、今後の新製品の動向を見ていくと答えました。



福祉センターに指定管理者制度を導入

市民サービスが低下しないように

市は今年12月に開館する吉島福祉センターに『指定管理者制度』を導入します。同制度は、社会福祉を増進する目的で設置された「公の施設」の管理権限を指定管理者(民間企業含む)に委任するものです。従来の「民間委託」と違い、指定管理者が直接の管理者として利用許可などの権限行使をおこなえ、市は設置者として監督責任という間接的役割を負う立場となります。

中原議員は、同制度の導入で市民サービスが低下しないよう要望。市は、指定管理者が市の指示に従わない場合は指定を取り消すこともできるのでサービスの質は保てると答えました。



国が介護保険制度を改悪しても市独自の対応策で市民の生活守るべき

市「事業費が増えすぎて悩んでいる」

中原議員は、福祉サービス公社がパートのヘルパー補充などで約1億円の経費節減に努めていることにふれ、国に単価引き上げと人件費の保障を求めるべきと市に要望。介護保険5年目にあたり、国が3つの制度改悪(①20歳以上から保険料徴収 ②本人負担を2～3割に ③要支援・要介護1を介護保険から外す)をおこなおうとしているなか、利用者の7割を占める要支援・要介護1の高齢者にどんな手だてを考えているのか質問しました。

市は「要支援・要介護1が給付の7割を占めており、事業費が増えすぎて当初予算計画を上回っている。正直に言ってどう実施、運営するか悩んでいる」と答えました。

中原議員は「突然制度が変わっても、人の生活を突然変えることはできない」と述べ、市として独自の対応策をとるよう求めました。

生活保護 弱いものの立場に立って対応を

中原議員は、「生活保護制度は憲法25条の具現化であること」「国の失政で生活保護基準より低い生活を余儀なくされている方が多くいること」などを市に確認した上で次のように質問しました。

中原 生活保護費が切り下げられ市営住宅家賃減免基準も下がった。市は、これら生活全体への影響をどのように認識しているのか？

市 非課税限度額などに影響している

中原 生活保護のケースワーカー増員数と経験年数は？

市 今年4月に16名増やして計120名。平均経験年数2.7年

中原 1人が94～95人を受け持ち、経験2.7年で十分に対応するのは難しい。「生活と健康を守る会」に入会している生保受給者が「生活が苦しい」と言ったことに対し、「生健会の会費を払うのが悪い」と言ったケースワーカーもいる。謝罪と研修が必要ではないか。

市 保護費の使途の自由を尊重し、不適切な言動を改めるよう指導する。

中原 ある女性は3人の子を連れて生活保護の申請に行った際、「ハローワークに2週間通って就労の意志を示せ」と追い返されたが、この対応は正しいのか。

市 生活保護申請には稼働能力、ハローワーク利用の意志、就労の場が得られないことの確認が必要。まずは申請を受けて助言していくことが大切だと考える